

# 携帯電話 使用許可区域

## 院内での携帯電話の使用について

携帯電話の普及と利用者の利便性が向上してきていることや、医療機器に関しても一定条件のもとでの安全性が確認されたことにより、全面的な使用禁止としていたものを解除し、平成21年 8月1日より使用制限を緩和し一定の場所での使用を認めることとしました。

ご来院の皆様方および入院中の患者さまは下記の使用制限を厳守していただきますようお願いいたします。

### ■携帯電話の使用許可区域

- ・院内全域をマナーモード指定区域とします。
- ・携帯電話使用可能区域  
1階玄関付近 各階ロビー 全個室

但し、手術室付近、診察室、各検査室（CT室、内視鏡室等を含む）や、診断・検査・処置・医療機器使用中は電源OFFとさせていただきます。また、消灯時間も電源OFFとさせていただきます。

### ■注意事項

- ・周りの方にご迷惑をおかけしないように、マナーをお守りください。
- ・植込み型ペースメーカー・補聴器をご使用されておられる方は、誤動作を起こす可能性があるため、携帯電話使用者の22cm以内に近づかないようにしてください。
- ・携帯電話をお持ちの方は、医療機器使用者の1m以内に近づかないでください。  
(マナーモードでも電源が入っている携帯電話は、電波を発します。)



医療法人

吉田病院